

久留米市三潯生涯学習センター

使用手続きのご案内

三潯生涯学習センターを使用くださいますて、ありがとうございます。
使用にあたっての手続きに関するご案内です。
ルールにしたがって手続きをお願いいたします。

～施設使用までの流れ～

空き状況の確認

当センター窓口または電話でお尋ねください。
また、久留米市のホームページ（久留米市公共施設予約システム）でも確認できます。

使用申請書の提出

使用申請の受付は、窓口のみの先着順です。
なお、電話やFAX、郵送、電子メールなどでの受付や仮予約は行っておりませんので、ご注意ください。
マイク・スクリーン等設備を使用希望の場合は、併せてお申し込みください。

施設・冷暖房使用料の納付

当センターが発行する使用許可書の発行後から納付が可能です。使用当日の鍵受け取り時までには納付してください（当日の鍵受け取り時でかまいません）。

施設の使用

当日、窓口にて「使用受付簿」に記入後、鍵の貸出を受けて施設を使用してください。
なお、追加された場合の施設・冷暖房使用料は、使用後（鍵返却時）までに納付してください。

1 申請書の提出

日にちごと、部屋ごとに、1枚の申請書の提出が必要です。

複数の日にち、複数の部屋を使用する場合は、使用日や部屋ごとの申請書を提出ください。

ただし、同日・同時間帯に複数の部屋を使用の場合は、1枚で申請可能です。

例1：集会室を4月10日から11日まで2日間使用したい

⇒ 4月10日分1枚と4月11日分1枚、計2枚の申請書が必要です。

例2：集会室で10時～16時イベント後、和室で16時から打ち合わせを行いたい

⇒ 集会室分1枚、和室分1枚、計2枚の申請書が必要です。

例3：集会室と和室の2部屋（同時間帯）を4月10日に使用したい

⇒ 2部屋使用ですが同じ時間の使用なので、1枚で申請可能です。

また、前日から連続して使用される場合で、実際には使用されない時間帯についても、会場設営を行うなど他の使用ができないよう部屋を占用される場合は、使用申請が必要です。

2 使用申請の受付期間

使用申請は、使用日の6ヶ月前の月の初日から使用日の前日（土・日・祝・休日・年末年始を除く）の17時まで受け付けます。

例：10月10日使用分 ⇒ 6ヶ月前が4月10日なので、4月1日から申請可能です。

土曜日等については、管理人が申請書を一旦お預かりし、翌平日が受付日となりますのでご了承ください。その際、申請内容の確認を行いますが、希望日での使用ができない場合は、こちらから連絡いたします。

夜間の使用につきましては、22時まで使用可能です。18時以降の時間帯の使用申請については、7日前までに申請ください。

3 使用許可及び使用許可書の発行

使用申請を受付後、使用許可の判断を行います。使用許可書は、原則として申請の翌日以降の発行となります。

4 使用をお断りする場合

個人での使用はできません。団体等でおおむね5名以上で使用してください。

営利目的の使用はできません。また、宗教や政治活動などを目的としての使用は、内容によりお断りすることがあります。

使用申請後に、使用目的や使用内容などをお尋ねすることがあります。また、使用時に職員が立ち入らせていただくことがありますので、ご了承ください。

5 使用料の納付

使用料の納付は、使用当日（鍵の受け取り時）でかまいません。

使用日の前日以前の納付も可能ですが、使用許可書の交付以降となります。

なお、事前に納付された使用料は、使用されなかった場合や使用内容を変更された場合、原則として返金することができません。

6 使用内容の変更

申請された使用日時や施設を変更される場合は、使用変更申請を行ってください。

変更申請の受付期限は、「2 使用申請の受付期間」と同じです。

なお、事前に使用料を納付されている場合、変更後に使用料の増額があれば、その差額分を納付ください。

7 使用の中止

施設の使用を取りやめる場合は、前日までに使用中止届を提出してください。

使用中止届の提出がないときは、使用されなかった場合でも使用料を納付していただきます。

なお、事前納付された使用料は、使用中止されても返金できません。

8 鍵の貸出

部屋の鍵は、使用時間の15分前からお渡しできます。

ただし、使用中の団体がある場合は、使用時間直前までお待ちいただくことがあります。

鍵の受取時に、使用受付簿へ必要事項の記入をお願いします。

9 使用のあと

使用後は室内の簡単な清掃を行い、元の状態にお戻しください。

冷暖房使用の追加があった場合は、その料金を鍵返却時に窓口で納付ください（事前に納付することもできます）。

10 使用時間の延長

当日、使用中の部屋の時間を延長したい場合は、夜間使用を除き、他の使用がない場合に延長可能です。

窓口で使用可能か確認され、時間延長を申し出のうえ使用料を納付ください。

11 多目的集会室（ホール）の使用

多目的集会室（ホール）は、ホール前のスペースも含めてじゅうたん敷きであるため、飲食はお断りしています。

また、ステージ照明・音響（マイク）機器の使用希望がある場合や操作を委託する場合は、事前にご相談ください。

12 飲食など

使用時に飲食・飲酒を希望される場合は、申請時にご相談ください。

湯沸し室（2ヶ所）は自由に使用できますが、湯沸し室だけで対応できない場合は、別途、生活改善室（調理室）の使用を申請してください。

館内にゴミ箱はありません。活動時に発生したゴミは各自お持ち帰りください。

13 駐車場

生涯学習センター前駐車場には、75台（うち障害者用3台）駐車できます。

お車での来場者が多く見込まれる場合は、隣接する多目的広場（250台駐車可・無料）の使用申請をお願いします。

使用についての申し込み・問い合わせ

三潯生涯学習センター内

久留米市三潯総合支所 文化スポーツ課

〒830-0112 久留米市三潯町玉満2949-1

電話 64-3020 FAX 64-4687

■開館時間■ 9:00～18:00

ただし、22:00を限度として夜間も使用できます。

■三潯生涯学習センター使用料一覧表■

施設	施設使用料 (1時間あたり)	冷暖房使用料 (1時間あたり)	設備
2階 多目的集会室 (ホール)	1,040円	1,040円	机69、イス250、ホワイトボード マイク、CD・DVDプレイヤー グランドピアノ、大型スクリーン
2階 第2研修室	210円	210円	机18、イス59、ホワイトボード
2階 郷土資料室 (会議室)	210円	100円	机6、イス22、ホワイトボード
2階 実習室 (工作室)	210円	100円	作業台8、丸イス49 ホワイトボード(固定)
1階 生活改善室 (調理室)	210円	210円	ガス用調理固定机7(うち講師用1台) 丸イス40、ホワイトボード 電子レンジ3、移動式IHコンロ2
1階 視聴覚室	210円	210円	机19、イス56、ホワイトボード VHS・DVDプレイヤー、旧32型テレビ
1階 和室	210円	100円	座机13、姿見鏡2、座布団
1階 集会室	410円	410円	机33、イス100、ホワイトボード マイク、CD・DVDプレイヤー、ピアノ

※第1研修室は現在貸し出ししておりません。

※入場料を徴収して使用する場合は、2倍の金額となります。